

【事業所向け】介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A (高齢者支援課) R3.1 修正版

No.	区分	質問 (その他)	回答
1	日割り	<p>5月14日 (木) 広島県から、「休業協力要請の対象外とするが、可能な限り利用自粛」との要請を受け、総合事業デイサービスの利用を、本人・家族と協議し、利用回数の調整や、休止をした人がいる。どのように計算すればよいか。</p>	<p>例えば、要支援2の人が総合事業デイサービスを月曜日と金曜日に利用している場合、利用自粛を要請した日以降、月曜日だけの利用となった場合は、金・土・日が休業日となり、残りの日数で日割り計算となります。</p> <p>例：5月18日 (月) 事業所と本人が協議 話し合いの結果22日 (金) 29日 (金) を休みとした場合。 22日, 23日, 24日, 29日, 30日, 31日が休業日のため残り25日が算定となり、<math>25日 \times 112単位 = 2,240</math> 単位となります。</p> <p>週1回の利用者で、4/1～4/20まで利用し、4/21～4/30まで休止した場合は休み期間を除き、日割り計算となります。</p>